

株式会社 渡會 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの 5年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知及び、法改正等がある場合、情報提供を行う。

<対策>

- 令和2年4月～ 法に基づく諸制度の法改正等による内容の調査
- 令和6年4月～ 育児休業等制度や育児に係る各種情報の法改正等の諸情報を周知する